公　　告

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第４条第１項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第７条第１項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和８年 10 月 14 日

四万十市長　山下　元一郎

記

1　経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	経営管理権の存続期間	備考
玖木集１	四万十市西土佐玖木字松ノ谷 588	61-2-11	山林	0.5363	2027 年４月１日から 2032 年３月 31 日まで	
玖木集２	四万十市西土佐玖木字黒澤山 390 四万十市西土佐玖木字黒澤山 391	63-2-5 63-2-6	山林	0.5291	2027 年４月１日から 2032 年３月 31 日まで	
玖木集３	四万十市西土佐玖木字大多尾 627-18	70-1-10	山林	3.6308	2027 年４月１日から 2032 年３月 31 日まで	
玖木集４	四万十市西土佐玖木字大多尾 627-15	70-2-13	山林	2.8207	2027 年４月１日から 2032 年３月 31 日まで	
玖木集５	四万十市西土佐玖木字大多尾 627-4 四万十市西土佐玖木字大多尾 627-29	70-4-4 70-4-6	山林	1.9943	2027 年４月１日から 2032 年３月 31 日まで	
玖木集６	四万十市西土佐玖木字地吉 527-43	97-2-3	山林	2.2569	2027 年４月１日から 2032 年３月 31 日まで	
玖木集７	四万十市西土佐玖木字下峠 523-12 四万十市西土佐玖木字下峠 523-3	98-1-3 98-2-2	山林	8.5063	2027 年４月１日から 2032 年３月 31 日まで	
玖木集８	四万十市西土佐玖木字一ノ又 546-2	103-1-2	山林	11.2683	2027 年４月１日から 2032 年３月 31 日まで	

2　縦覧場所　　四万十市農林水産課、西土佐事業分室、四万十市公式ホームページ

3　本公告により、四万十市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。